

# JFS 監査及び適合証明プログラム規程 (フードサービス・マルチサイト監査)

Ver. 1.1

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

2024年12月1日

## 目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 定義	1
1.3 基準文書及び対象セクター、マルチサイト規格対象事業者	2
2. プログラムオーナーに関する規則	4
2.1 プログラムオーナー	4
3. 監査会社への要求事項	5
3.1 フードサービス・マルチサイト監査をおこなう監査会社の要件	5
3.2 コンサルティング業務との関係	5
3.3 監査会社の承認審査	5
3.4 監査会社のセクター拡大	6
3.5 監査会社による届出・報告	6
3.6 監査会社の承認の維持、一時停止及び取消	7
3.6.1 承認の維持	7
3.6.2 承認の一時停止	7
3.6.3 承認の取消	7
3.6.4 適合組織の引継ぎ	7
3.7 監査会社からの承認取り下げ	8
3.8 文書の保管及び機密の保持	8
3.9 監査会社等による異議申し立て	8
3.9 ハーモナイゼーション会議等への参加	8
4. 監査及び適合証明	9
4.1 監査	9
4.1.1 中央管理機能(セントラルサイト)の監査	9
4.1.2 中間管理機能(ミドルサイト)の監査	10
4.1.3 店舗(サブサイト)の監査	10
4.1.4 サイトの拡大	12
4.2 監査及び適合証明の申請	12
4.3 監査適合証明業務の契約及び台帳管理	12
4.4 監査員・判定員の任命及び監査工数の決定	12
4.5 監査の実施	13
4.6 適合性の判定	13
4.7 監査の場における指導及び助言	13
4.8 判定結果の通知	13
4.9 適合証明書の発行	13
4.10 適合組織の登録	14
4.11 臨時監査、適合証明の一時停止及び取消	15
4.12 適合証明書の登録事項の変更	16

4.13 適合組織の公表.....	16
5. 監査員・判定員についての要求事項.....	17
5.1 監査員・判定員の力量.....	17
5.2 監査員の登録要件.....	17
5.3 判定員の登録要件.....	18
5.4 監査員・判定員の登録の一時停止.....	19
5.5 監査員・判定員の登録の取消.....	19
付属書1 監査及び適合証明の業務手順.....	20
付属書2 指摘事項への対応手順.....	25
付属書3 フードサービスに係る業務経験(監査員・判定員への要求事項).....	27

## 1. 総則

### 1.1 目的

JFS 監査及び適合証明プログラム規程（フードサービス・マルチサイト監査）（以下、本プログラム規程という）は、多店舗展開をしているフードサービス事業者が JFS 規格（フードサービス・マルチサイト）（以下、JFS マルチサイト規格という）の要求事項に適合した食品安全管理の取組を実施していることを、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「JFSM」という）に登録された監査会社が、第三者監査をして適合性を証明するためのプログラム規程である。

本プログラム規程は JFSM が開発したものであり、本プログラム規程に係る著作権その他の権利は JFSM に帰属する。

### 1.2 定義

本プログラム規程で使用する用語を以下のとおり定義する。

(1)	マルチサイト組織	多店舗展開をしているフードサービス事業者。1つの食品安全マネジメントシステムに含まれる組織であって、全体のプロセス、活動の計画、管理、運営を行う特定の中央管理機能（必ずしも組織の本部とは限らない）をもち、かつ、活動が全体として、又は部分的に実施される複数の店舗(サブサイト)のネットワークを持つ組織。
(2)	中央管理機能 (セントラルサイト ファンクション： 以下セントラルサ イトとする)	多店舗展開をしているフードサービス事業者の本社などの全体のマネジメントのプロセスの構築、活動の計画、管理・運営の方法を決定する中央部署で、各店舗の管理をしている機能を指す。
(3)	中間管理機能 (ミドルサイトフ ァンクション：以 下ミドルサイトと する))	① 中央管理機能(セントラルサイト)の下で、地域や業種ごとに店舗(サブサイト)の管理、運営を統括する役割を持つ機能。 ② 中間管理機能(ミドルサイト)の位置付けであっても、その統括する範囲におけるマネジメントプロセスの構築、活動の計画、管理・運営の方法を決定する機能を持つ場合は、中央管理機能(セントラルサイト)と合わせて、マルチサイト組織の中央管理機能(セントラルサイト)と判断する。
(4)	店舗(サブサイ ト)	マルチサイト組織内の活動が全体として、又は部分的に実施される事業所で、適合証明の対象とする食品製造または調理等を行う店舗を指す。調理現場、食品製造現場のほか、その事務所及びそれらの敷地を含む。
(5)	監査会社	監査会社・研修コース承認委員会(JFS 監査及び適合証明プログラム文書(以下、適合プログラム文書) Ver. 2.1 2.2(2)①)に承認され、JFSM と契約を締結した会社もしくは機関。

(6)	研修機関	監査会社・研修コース承認委員会(JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 2.1 2.2(2)①)に承認され、JFSM と契約を締結した会社もしくは機関。
(7)	コンサルティング	組織の食品安全マネジメントシステムを確立、実施または維持するための支援、及び固有の助言、指示または解決策を与える提案であり、監査とは別に行われるもの（本プログラム規程 3.2 参照）。
(8)	指導	監査において発見された不適合状態に対し、それを修正または是正するために監査員が組織に対してする提案。
(9)	助言	監査において不適合状態は認められなかったものの、監査を受けた組織が食品安全マネジメントシステムをより効果的に運用するために監査員が組織に対してする提案。
(10)	適合証明	監査を受ける組織の取組が規格の要求事項に適合していることを証明すること。
(11)	現地監査	監査員が被監査組織を訪問して同組織のサイト内において実施する監査。いわゆる” on-site audit” のこと。
(12)	現場監査	監査員が被監査組織の製造ライン、調理ライン、建物、施設、設備、外周、製造ライン、保管等の現場において実施する監査。いわゆる” walk-through audit” のこと。
(13)	HACCP プラン	組織が重大な危害要因を管理するために、コーデックス HACCP 7 原則 12 手順に従って作成した文書のこと。
(14)	JFSM-DB	JFS 規格の監査会社、監査員、適合証明を受けた組織（以下、「適合組織」という）及び承認された研修機関に関する情報が登録されたデータベース。

### 1.3 基準文書及び対象セクター、マルチサイト規格対象事業者

#### 1.3.1 基準文書及び対象セクター

本プログラム規程において組織を監査する基準文書として、JFS 規格（フードサービス・マルチサイト）の規格要求事項を用いる。セクター名は、セクターGMとする。

#### 1.3.2 JFS マルチサイト規格対象事業者

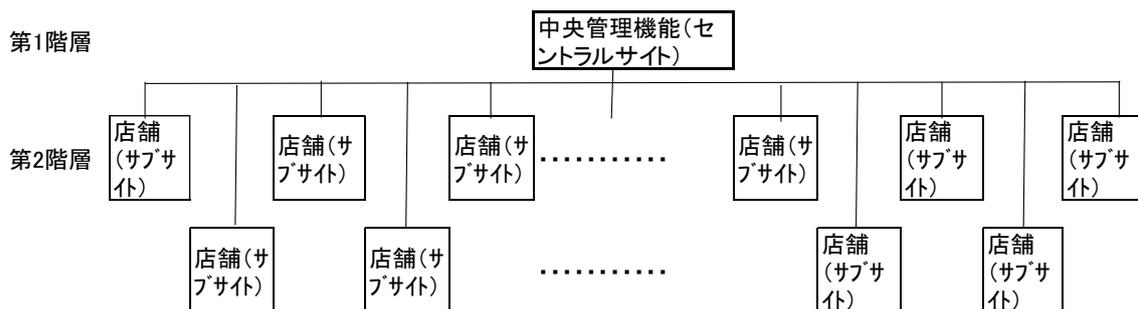
本プログラム規程は、フードサービス事業者で、複数の店舗（サブサイト）の展開をしている事業者が対象である。多店舗に展開をしているフードサービス事業者の中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および調理が行われる施設である店舗（サブサイト）が対象である。具体的には、多店舗展開しているレストラン等飲食店や、持ち帰りやデリバリーサービスなどの事業者の調理施設などが対象となる。

店舗（サブサイト）が提供する料理等は、基本的に中央管理機能（セントラルサイト）が定める方法や手順に従って製造・調理されなければならない。店舗（サブサイト）により料理等が異なる場合でも、中央管理機能（セントラルサイト）で安全性が確保出来ていることが必要である。

中央管理機能（セントラルサイト）が複数のフードサービス業態もしくはブランドを有していて、HACCP プランを含む管理が別になっている場合には、それぞれのフードサービス業態もしくはブランド毎にマルチサイト監査を行わなければならない。中央管理機能（セントラルサイト）の監査ではそれぞれのフードサービス業態もしくはブランドに重複している管理がある場合、監査工数を考慮することができる。

(1) 中央管理機能(セントラルサイト)と店舗(サブサイト)のみの組織

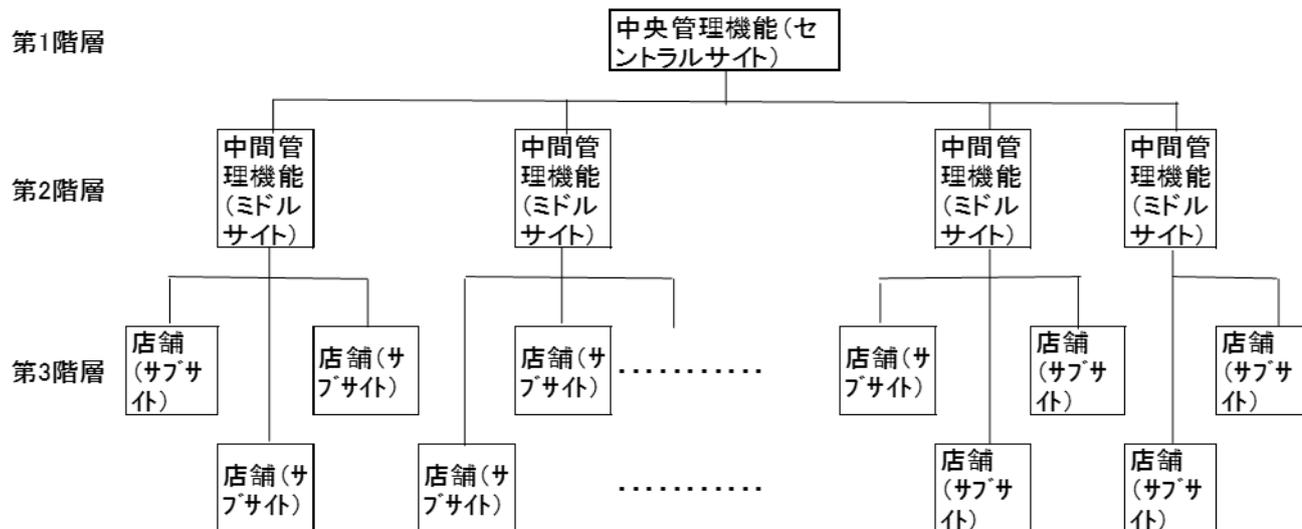
JFS マルチサイト規格対象事業者で、中央管理機能(セントラルサイト)と店舗(サブサイト)のみの2階層の組織の場合、監査の対象は中央管理機能(セントラルサイト)の1サイトと、店舗(サブサイト)となる。店舗(サブサイト)の監査はサンプリング監査(本プログラム規程 4.1.2に記載)となる。



(2) 中央管理機能(セントラルサイト)と中間管理機能(ミドルサイト)および店舗(サブサイト)が配置されている組織

JFS マルチサイト規格対象事業者で、中央管理機能(セントラルサイト)と中間管理機能(ミドルサイト)および店舗(サブサイト)の3階層以上の組織の場合は、監査の対象は中央管理機能(セントラルサイト)の1サイトと、中間管理機能(ミドルサイト)および店舗(サブサイト)となる。

中間管理機能(ミドルサイト)および店舗(サブサイト)の監査はサンプリング監査(本プログラム規程 4.1.2、および4.1.3に記載)となる。中間管理機能(ミドルサイト)が本規格 1.2 (3) ②にあるように、対象範囲の中央管理機能(セントラルサイト)の機能を担うすべての中間管理機能(ミドルサイト)が監査の対象となる。中間管理機能(ミドルサイト)は、フランチャイズの場合も該当する。



## 2 プログラムオーナーに関する規則

### 2.1 プログラムオーナー

本プログラム規程は、JFSM がプログラムオーナーとして開発し、これを管理運営する。

プログラムオーナーに関する規則は、JFS 監査及び適合証明プログラム文書（以下、適合証明プログラム文書という）による。

### 3. 監査会社への要求事項

#### 3.1 フードサービス・マルチサイト監査をおこなう監査会社の要件

監査会社は、

(1) 食品安全関係の審査、監査、コンサルティング、検査業務等を行う法人  
または

(2) 食品関係事業者（小売事業者、製造事業者、流通事業者等）  
であって、以下の要件を満たす組織とする。

- ① 本プログラム規程 5.1 が定める力量を有する監査員を擁していること（業務委託契約に基づく監査員・判定員を含む）。  
さらにフードサービス・マルチサイト監査のための監査員・判定員の力量を有する監査員・判定員を擁していること。
- ② 監査員の監査結果を判断できる判定員または判定委員会を置き、適合の判定を行えること。
- ③ 監査及び適合証明業務を遂行するための手順を持っていること。手順には内部監査、マネジメントレビュー及び監査員・判定員の力量維持のための手順を含めること。
- ④ 手順のうち、業務遂行に必要と判断するものを文書化し、記録を維持していること。
- ⑤ 監査及び適合証明業務を継続して遂行するために必要な資源（要員、設備、資金）を持っていること。
- ⑥ ISO19011:2018 第4項（監査の原則）に基づき、監査員、判定員その他監査業務に関わる要員が独立して公平な監査業務を行うための仕組みを整備していること。

#### 3.2 コンサルティング業務との関係

監査会社は、監査とは別の日時において、コンサルティングを行うことができる。ただし、ある組織に対してコンサルティングを行った者は、コンサルティングが終了した日から2年経過するまで、監査員または判定員として、同一組織の監査または監査の判定を行ってはならない。

#### 3.3 監査会社の承認審査

- (1) 監査会社としての承認を受けようとする法人（以下、「申請会社」という。）は、JFSM に対し、所定の書面により監査及び適合証明業務の承認申請を行う。
- (2) JFSM は、申請会社から本プログラム規程に関わる監査及び適合証明業務申請書の提出を受け、その内容の確認を行い、不備がなければ、申請会社との間で承認審査に係る契約を締結する。
- (3) 申請会社は、JFSM が指定する監査業務に関わる全ての文書を提出する。監査業務に関わる全ての文書が提出された後に、JFSM は文書審査を開始する。文書審査の結果、不適合が検出された場合、JFSM は、期限を定めて不適合の是正を申請会社に要請する。申請会社が期限内に不適合を是正しない場合、JFSM は、当該申請を却下することができる。
- (4) JFSM は、文書審査の後、申請会社の事務所において、現地審査を行う。
- (5) JFSM は、文書審査及び現地審査の結果を適合証明プログラム文書 2.2 (2) ①に規定している監査会社・研修コース承認委員会（以下、承認委員会という）に報告する。申請会社が本プログラム規程 3.1 の要件を満たしていると承認委員会が判断した場合に、JFSM は申請を承認する。承認申請を棄却する場合、JFSM はその理由を申請会社に通知しなければならない。

(6) JFSM は、承認を受けた申請会社との間で、監査業務に係る契約を締結する。JFSM は、承認を受けた申請会社を監査会社として登録し、ウェブサイトにおいて適合証明プログラム文書 2.5①の情報を公表する。

### 3.4 監査会社のセクター拡大

既に他のセクターにより登録された監査会社は、JFS マルチサイト規格へのセクター拡大をするために、JFSM に JFS マルチサイト規格のセクター拡大を申請し、本プログラム規程 3.1 の要件を満たしていることについて承認委員会による判断を受け、JFSM により承認されなければならない。

JFSM は、JFS マルチサイト規格の監査業務を行う監査会社の情報を JFS-データベース（以下、JFS-DB）に登録して公開する。

### 3.5 監査会社による届出・報告

監査会社は、次の表に基づき、監査会社、監査員・判定員、適合組織及び監査の情報を、書面による JFSM への提出または JFSM-DB への入力を以って、届出または報告しなければならない。

発生事象	届出・報告事項	届出・報告方法	届出・報告期限
監査業務に係る契約締結	監査会社の体制に関する情報	所定の様式により JFSM に届出。JFSM による確認後、JFSM-DB に入力。	契約後、すみやかに
	監査員・判定員の力量に関する情報		
監査会社の体制情報の変更	変更した監査会社の体制に関する情報		変更後 30 日以内。
年間活動報告（フードサービス・マルチサイト監査として）	年間活動報告書（内部監査、マネジメントレビューの実施状況並びに監査員・判定員の力量維持に関する情報を含む）	書面により JFSM に提出。	JFSM との契約日を起算日として毎年起算日から 30 日以内。
監査員・判定員の追加登録	監査員・判定員の力量に関する情報	所定の様式により JFSM に届出。JFSM による確認後、JFSM-DB に入力。	監査員・判定員の追加登録時。
監査員・判定員の登録内容の変更	変更した監査員・判定員の力量に関する情報		変更後 30 日以内。
初回または更新監査	初回または更新監査し適合証明した組織及びその監査の情報	JFSM-DB に入力。	組織の適合証明の判定終了日から翌月 15 日まで。
定期監査	定期監査の情報		定期監査後の判定終了日から翌月 15 日まで
適合組織の登録内容の変更	変更した適合組織の登録内容	JFSM にメールにより報告の上、JFSM-DB に入力。	変更後 30 日以内。ただし、新規ミドルサイト、サブサイトの追加

			については定期、又は更新監査の判定後、もしくは追加監査の判定後に行う。
--	--	--	-------------------------------------

### 3.6 監査会社の承認の維持、一時停止及び取消

#### 3.6.1 承認の維持

JFSM は、監査会社が本プログラム規程に定める監査会社に対する要求事項の適合性及び有効性を確認するため、原則として年1回、監査会社に対して定期審査を行う。また、JFSM は、監査会社が本プログラム規程 3.1 の要件を満たしていないおそれがある場合には、臨時審査を行うことができる。JFSM が行う審査については、別途、「事務所審査規程」に定める。

JFSM は、監査会社に対する審査の結果を承認委員会に報告し、承認委員会の判断に基づいて、承認の維持を決定する。

#### 3.6.2 承認の一時停止

監査会社が次のいずれかに該当する場合、JFSM は、承認委員会に判断を求め、その判断に基づき、承認の一時停止を行うことができる。

- ① JFSM への通知または報告義務を怠り、もしくは虚偽の通知または報告をした場合。
- ② JFSM が提供したロゴを意図的に不正使用した場合。
- ③ その他、監査会社が 3.1 の要件を満たすことを確認できる十分な証拠が得られなかった場合。

承認の一時停止にあたっては、その監査会社に、一時停止の理由を付記して通知する。

JFSM は、一時停止の通知を受けた監査会社から一時停止の理由に係る是正処置を行った旨の申し出があった場合、監査会社の 3.1 の要件への適合性及び有効性を審査し、承認委員会の判断に基づいて、承認の一時停止を解除する。

#### 3.6.3 承認の取消

監査会社が次のいずれかに該当する場合、JFSM は、承認委員会に判断を求め、その判断に基づき、承認の取消を行うことができる。

- ① JFSM と監査会社との間の契約が解除されたとき。
- ② 一時停止後の相当期間内に有効な是正措置が行われなかったとき。
- ③ JFSM による事務所審査を拒み、妨げ、または忌避し、もしくは JFSM の質問に対して、正当な理由なく回答を拒否し、または虚偽の回答をした場合。
- ④ JFS 規格に対する信用を失墜させ、または組織に不当な不利益を生じさせると JFSM が判断した場合。

承認の取消にあたっては、JFSM はその監査会社に、取消の事由を付記して通知する。

#### 3.6.4 適合組織の引継ぎ

監査会社が JFS マルチサイト規格の監査業務を継続することのできないやむを得ない事情がある場合には、適合組織は、自らの適合状態を維持したまま、監査会社を変更することが

できる。適合組織に対して適合証明した監査会社は、適合組織の引継ぎにあたり、その適合組織に不利益が生じないようにしなければならない。適合組織の引継ぎをする場合、監査会社は、その適合組織に関する情報（監査報告書その他の監査に関する文書を含む）を、JFSM に提出することに同意する。

### 3.7 監査会社からの承認取り下げ

監査会社は、承認の取り下げを希望する場合、取り下げに先立ち、JFSM と協議しなければならない。監査会社は、自ら適合証明した適合組織がある場合には、その適合組織に不利益が生じないように配慮しなければならない。

監査会社は、JFSM が承認委員会の助言に基づいて同意する場合に限り、承認を取り下げることができる。

### 3.8 文書の保管及び機密の保持

監査会社は、組織に対する監査及び適合証明業務に関する文書（監査及び適合証明申請書、契約書、監査報告書、適合証明書を含む、以下「監査報告書等」という）について、適合組織（以下、「適合組織」という）との監査業務に係る契約が終了した後、少なくとも5年間保管しなければならない。

監査会社は、適合組織との契約が終了した後も、監査及び適合証明に際して知り得た業務上の秘密を当該組織の同意なく第三者に漏洩してはならない。

監査会社は、監査報告書等を機密情報として取扱わなければならない。監査会社は、原則として、監査報告書等を第三者に提供または開示するにあたって、適合組織から文書による同意を得なければならない。ただし、監査報告書等は、監査員が要求事項に従って適切に監査を実施したことを JFSM が確認するために、JFSM に提供されることがある。監査会社は、監査報告書等が、JFSM による監査会社への審査を目的として JFSM に提供されることについて、あらかじめ適合組織から書面による同意を得ておかなければならない。

### 3.9 監査会社等による異議申し立て

監査会社または申請会社（本プログラム規程 3.3(1) 参照）は、自社に対して JFSM がした不利な決定に対し、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、その決定内容に対して異議を申し立てることができる。この申し立てがあった場合、JFSM は「異議処理に関する規程」に基づき対応する。

### 3.9 ハーモナイゼーション会議等への参加

監査会社は、JFSM が企画する JFS マルチサイト規格に係るハーモナイゼーション会議に参加しなければならない。

JFSM の求めがあった場合、監査会社は、JFSM が指定する会議及び研修に参加しなければならない。

## 4. 監査及び適合証明

### 4.1 監査

本プログラム規程においては、対象組織に対し、以下の監査を実施しなければならない。

中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の監査は、4.1.1から4.1.3の規定に従って行わなければならない。

監査会社は、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）のサンプリングについて手順を文書化し、決定内容を記録しなければならない。

監査の種別	内容	実施時期
初回監査	適合証明を受けることを希望する組織が、JFS マルチサイト規格の要求事項に適合した仕組みを構築し、有効に運用していることを確認する。	組織から申請（4.2）の受理後
更新監査	適合組織が、適合証明の有効期間（3年間）を通じて継続的にJFS マルチサイト規格の要求事項に適合し、有効に運用していたことを確認し評価する。有効期間は従前の有効期間満了日の翌日を起算日とする。	適合証明の有効期間満了前。
定期監査	適合組織が継続してJFS マルチサイト規格の要求事項に適合し、維持されているかを検証する。	適合証明の有効期間内に、適合証明日を基準として原則として年1回
追加監査	適合証明範囲を拡大するために実施される監査。拡大範囲については、初回監査と同様にJFS 規格の要求事項に適合した仕組みを構築し、有効に運用していることを確認する。	必要がある時
臨時監査	4.11に定めた事由が発生した時に、適合組織の適合性と有効性を確認するために臨時で実施する。 店舗（サブサイト）が臨時監査の対象となった場合にも中央管理機能（セントラルサイト）および中間管理機能（ミドルサイト）の臨時監査を行う。	必要がある時

#### 4.1.1 中央管理機能（セントラルサイト）の監査

本プログラム規程においては、中央管理機能（セントラルサイト）に対し、上記の監査を実施しなければならない。

本プログラム規程の1.2（3）②にあるように、「中間管理機能（ミドルサイト）の位置付けであっても、その統括する範囲のマネジメントのプロセスの構築、活動の計画、管理・運営の方法を決

定する機能を持つ場合は、中央管理機能（セントラルサイト）と合わせて、マルチサイト組織の中央管理機能（セントラルサイト）と判断する。」に従い、監査する。

#### 4.1.2 中間管理機能（ミドルサイト）の監査

マルチサイト監査での中間管理機能（ミドルサイト）の監査は、サンプリングで行う。監査会社は、監査組織の情報（内部監査の結果、今までの指摘、前回からの期間、新規中間管理機能のサイト等）により次の基準で算出されるサンプル数を最小限として、サンプリングしなければならない。

サンプルは、少なくとも 25%はランダムに選定されなければならない。

監査会社は、内部監査の結果や組織の変更などにより特別に確認が必要を判断される場合は、サンプル数を増やすことができる。

サンプリングした中間管理機能（ミドルサイト）の管理下にある店舗(サブサイト)は必ず1サイト以上サンプリングする。

##### ① 初回監査

中間管理機能（ミドルサイト）の監査については、中間管理機能（ミドルサイト）の総数 $X$ 、サンプリングの監査必要数 $Y$ としたとき、中間管理機能（ミドルサイト）の監査総数の平方根の小数点以下を切り上げた整数でなければならない。

$$Y=\sqrt{X}$$

##### ② 定期監査

定期監査の年間のサンプル数は、中間管理機能（ミドルサイト）の総数の平方根に係数0.65を掛け、小数点以下を切り上げた整数にすることができる。初回、更新監査でサンプリングを行っていない中間管理機能（ミドルサイト）がある場合には含めること。

##### ③ 更新監査

更新監査の年間のサンプル数は、初回監査と同等のサンプリングとする。初回監査、定期監査でサンプリングを行っていない中間管理機能（ミドルサイト）がある場合には含めること。

##### ④ 臨時監査

本プログラム規程 4.11 に定めた事由が発生した時に、対象の中間管理機能（ミドルサイト）の適合性と有効性を確認するために臨時で現地監査を実施する。

#### 4.1.3 店舗（サブサイト）の監査

マルチサイト監査での店舗（サブサイト）の監査は、サンプリングで行う。監査会社は、監査組織の情報（内部監査の結果、今までの指摘、過去の事故情報、苦情の状況、サイトの規模、地理的分散、前回からの期間、新店等）により次の基準で算出されるサンプル数を最小限として、サンプリングしなければならない。サンプリングされた中間管理機能(ミドルサイト)の管理下にある店舗（サブサイト）が含めなければならない。

サンプルは、少なくとも 25%はランダムに選定されなければならない。

監査会社は、内部監査の結果や新店の状況などにより特別に確認が必要を判断される場合は、サンプル数を増やすことができる。

##### ① 初回監査

店舗（サブサイト）が複数ある場合、店舗（サブサイト）の総数 $X$ 、サンプリングの監査必要数 $Y$ としたとき、店舗（サブサイト）総数の平方根の小数点以下を切り上げた整数でなければならない。

$$Y=\sqrt{X}$$

### ② 定期監査

定期監査の年間のサンプル数は、店舗（サブサイト）の総数の平方根に係数 0.65 を掛け、小数点以下を切り上げた整数にすることができる。

$$Y=0.65\sqrt{X}$$

### ③ 更新監査

サンプル数は初回監査と同じでなければならない。

但し、初回監査から更新監査、もしくは更新監査から次の更新監査までの期間にわたって致命的もしくは重大な不適合がないなどの食品安全マネジメントシステムが効果的であることが証明されている場合には、店舗（サブサイト）数の平方根に係数 0.8 を掛け、小数点以下を切り上げた整数に減らすことができる。

$$Y=0.8\sqrt{X}$$

### ⑤ 臨時監査

本プログラム規程 4.11 に定めた事由が発生した時に、対象のサブサイトの適合性と有効性を確認するために臨時で現地監査を実施する。

### サンプリングの事例

		必要な監査	最小のサンプル数	最小のサンプル数に占める最小限のランダムサンプル数
①	1つの中央管理機能 (セントラルサイト)	初回/定期/ 更新	—	—
②	4つの中間管理機能 (ミドルサイト) 第1段階	初回/定期/ 更新	サンプル数 2	サンプル数 1
③	20の中間管理機能 (ミドルサイト) 第2段階	初回/定期/ 更新	サンプル数 5	サンプル数 2
④	200の店舗 (サブサイト)	初回/定期/ 更新	サンプル数 15	サンプル数 4

#### 4.1.4 サイトの追加

新たな中間管理機能（ミドルサイト）または店舗（サブサイト）を適合証明書に追加する場合は、監査会社による以下のいずれかの適合の判断が必要である

- ① 追加するサイトのサンプリング監査での適合の確認による判断
- ② 追加するサイトが対象組織の内部監査で問題のないことを監査し、適合の確認を行うことによる判断

この判断は、定期監査、更新監査で行うことが出来る。また、必要に応じて追加監査を行い判断することが出来る。

#### 4.2 監査及び適合証明の申請

監査会社は、監査及び適合証明を受けようとする組織から、監査及び適合証明申請書(マルチサイト監査)（監査を受ける組織用）により、監査及び適合証明の申請を受け付ける。

#### 4.3 監査適合証明業務の契約及び台帳管理

監査会社は、適合証明を受けようとする組織から 4.2 に基づく監査及び適合証明申請書を受理したときは、監査及び適合証明の業務を行う工数、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）のサンプリング、その他の監査に関する必要な事項を、監査を受ける組織と合意した上、監査及び適合証明業務に係る契約を締結しなければならない。

監査会社は、適合証明台帳を整備し、監査及び適合証明の業務を行う工数、担当監査員等を記録しなければならない。

#### 4.4 監査員・判定員の任命及び監査工数の決定

- (1) 監査員は、監査を受ける組織の取組について、監査を受ける組織への要求事項である JFS 規格に適合し、有効に機能しているかどうかを監査する。監査会社は、監査業務を、監査会社との間で直接の雇用関係がない本プログラム規程の定める要求事項を満たした監査員（いわゆる「外部監査員」）に委託することができる。
- (2) 監査会社は、下記事項を確認した上で、JFSM にマルチサイト監査の監査員、判定員として登録された監査員及び判定員を任命し、あらかじめ監査を受ける組織に監査員名を通知しなければならない。
  - ① 監査員が、監査の対象となる本規格の監査員に登録された監査員であること。
  - ② 判定員（判定委員会の場合は委員のうちの少なくとも 1 名の判定員）が、判定の対象となる本規格の判定員に登録された判定員であること。
  - ③ 監査員及び判定員が、コンサルティングの有無を含め監査を受ける組織との間に利害関係がないこと。
- (3) 監査会社は、本プログラム規程 付属書 1 に基づき監査を行う工数を決定し、その記録を残さなければならない。

#### 4.5 監査の実施

監査員は、本プログラム規程 付属書 1 の監査業務手順に従って監査を実施する。監査員は、監査を受ける組織の監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要な場合には是正要求・報告書を組織へ提出しなければならない。監査員は、組織から提出された是正要求・報告書を以って是正の完了を確認し、判定員または判定委員会へ、監査報告書、監査チェックリスト及び是正要求・報告書を含む判定に必要な文書を速やかに提出しなければならない。

#### 4.6 適合性の判定

判定員または判定委員会は、監査員より提出された文書を受領後、その内容を確認し、監査の内容が適当であるかどうかを判断する。

判定員または判定委員会は、判定にあたり、以下の事項を確認しなければならない。

- a) 監査報告書の内容が、中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および監査した店舗（サブサイト）のすべてにおいて、JFS マルチサイト規格の要求事項及び監査の範囲に照らして十分であるか。
  - b) 全ての不適合について、修正及び是正処置がレビューされ、その妥当性が確認されているか。
- 適合の判定方法・基準の詳細は、付属書 2 のとおりとする。

規格に適合していると判定した場合には、監査会社はその組織の適合を証明する。監査会社は判定の根拠を記録に残さなければならない。判定を受ける組織の中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）または店舗（サブサイト）のコンサルティングをした者は、当該組織へのコンサルティングが終了して 2 年以内は判定に関与してはならない。

監査会社は、判定業務を、監査会社との間で直接の雇用関係がない本プログラム規程の定める要求事項を満たした判定員（いわゆる「外部判定員」）に委託することができる。ただし、判定の責任は、監査会社が有することを明確にする。

#### 4.7 監査の場における指導及び助言

監査員は、監査の場において、組織の自律性が保持されることに留意しつつ、指導及び助言を行うことが推奨される。指導及び助言を行った場合、監査員はこれを記録に残さなければならない。

#### 4.8 判定結果の通知

監査会社は、判定員または判定委員会が決定した判定結果を、監査を受けた組織に通知する。また、適合証明しない場合には、監査を受けた組織にその理由を通知しなければならない。

#### 4.9 適合証明書の発行

- (1) 監査会社は、初回監査及び更新監査において組織を適合と判定した時は、JFSM による確認を経て JFSM-DB に登録した上で、適合証明書をその組織に対して発行する。適合証明の有効期限は 3 年とする。初回監査での適合証明の有効期限は、適合証明日を起算日とする。更新監査では、すでに発行している適合証明の有効期限翌日を起算日とする。

本規格の適合証明書は、組織の中央管理機能（セントラルサイト）に発行される。また、適合証明の範囲にある中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）に発行できる。

(2) 適合証明書には、JFSM が附番する登録番号（以下、「JFSM 登録番号」という。）を JFS 規格のロゴの下部に記載したものを付すとともに、以下の事項を記載しなければならない。なお、監査会社は、別途独自に定める登録番号を監査会社の定める位置に記しても良い。

- ・ 適合組織名（セントラルサイト名）
- ・ 所在地
- ・ 適合対象業種
- ・ セクター名
- ・ JFSM 登録番号
- ・ JFS マルチサイト規格に適合していることを証明する旨の文言
- ・ JFS マルチサイト規格及びそのバージョン番号
- ・ 適合証明日
- ・ 適合証明の有効期限（判定から3年後の応当日）
- ・ 監査会社の名称、所在地（都道府県名）
- ・ 監査会社の代表者名およびその印
- ・ 代表監査員の氏名
- ・ 判定員または判定委員会代表者の氏名

\*：中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）に適合証明書を発行する場合は上記の内容と共に、どのサイトに発行したかが識別できるように、識別番号、記号等を記載する。

(3) 監査会社は、適合組織が JFS 規格のロゴを使用する場合、適合組織が「JFS 規格のロゴマーク取り扱い規程（フードサービス・マルチサイト監査）」を遵守していることを確実にしなければならない。

#### 4.10 適合組織の登録

(1) 監査会社は、JFSM に対して、以下を含む事項を JFSM-DB に入力する方法により報告し、適合組織の情報を登録する。JFSM から求めがあった場合、監査会社は、監査報告書を含む監査に関する文書を JFSM に提出しなければならない(3.4 参照)。

- ・ 適合組織の名称及びその所在地
- ・ 適合対象業種
- ・ セクターGM
- ・ 適合証明日
- ・ 適合証明の有効期限（適合証明日から3年後の日）
- ・ 代表監査員及び監査員の氏名
- ・ 判定員または判定委員会代表者の氏名
- ・ 適合証明を発行する中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の数（備考欄に記入）

JFSM は、適合組織の中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の登録名称を JFSM ホームページ上に一覧表で示す。監査会社は、この一覧表を年 1 回の定期、更新監査時に見直し、必要に応じて差替えた一覧を JFSM に送付する。追加監査でサイトの追加があった場合には、追加の都度一覧表は差替え変更を行う。

- (2) 適合組織は、登録料を、監査会社を通じて JFSM に支払わなければならない。登録料は JFSM が別に定める。
- (3) 監査会社は、JFSM からの求めがあった場合、監査に関連する文書を JFSM に提出しなければならない。機密情報の取り扱いについては、本プログラム規程 3.8 に定める。

#### 4.11 臨時監査、適合証明の一時停止及び取消

- (1) 監査会社は、以下のいずれかに該当する場合、適合組織が以下の事態に対する初期対応を終えた時点で、適合組織からの報告を受け、適合状態を確認する必要があると判断した場合に臨時監査を実施する。監査会社は、臨時監査を実施した場合には、その結果を JFSM に書面により報告しなければならない。
  - ① 適合証明の対象となる中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）で食品安全上の問題を理由として、強制回収（リコール）または自主回収、もしくは行政指導、営業停止にされた場合
  - ② 自然災害または火災等により規格の要求事項に適合しない状態になっている可能性がある場合
- (2) 監査会社は、以下のいずれかに該当する場合、適合組織の適合証明を一時停止しなければならない。
  - ① 適合組織が、規格の要求事項に適合しておらず、是正の見込みがない場合（自然災害または火災等により継続的に営業を停止している場合を含む）
  - ② 適合組織に、規格の要求事項に対する致命的な不適合が認められた場合
  - ③ 適合組織に規格の要求事項に対する重大な不適合が認められ、それに対して監査会社が相当期間内（原則として 3 か月以内）の是正を要請したにもかかわらず、期間内に適切な是正処置が講じられない場合
  - ④ 適合組織が、定期審査または更新審査の実施を受け入れない場合
- (3) 監査会社は、適合証明の一時停止について、理由を付して書面により当該適合組織及び JFSM に通知しなければならない。
- (4) 適合証明の一時停止の期間は、原則として、適合組織に通知した日から 6 か月とする。監査会社は、一時停止の原因となった不適合が是正されていることを確認した上で、一時停止を解除しなければならない。監査会社には、当該適合組織の不適合の是正にあたり、適切な指導・助言等を行うことが推奨される。
- (5) 監査会社は、以下のいずれかに該当する場合、適合組織の適合証明を取り消さなければならない。
  - ① 適合証明の一時停止後、原則として 6 か月以内に是正処置が講じられず、指摘した不適合についての適合性及び有効性を確認できない場合。

② 監査会社と適合組織との間の契約が解除されたとき。

(6) 監査会社は、適合証明の取り消しについて、理由を付して書面により当該適合組織及び JFSM に通知しなければならない。

#### 4.12 適合証明書の登録事項の変更

適合組織は、適合証明書に記載されている事項の一部に変更が必要な場合には、変更内容を記載した適合証明書の写し等を、適合証明を発行した監査会社へ提出する。

監査会社は、適合証明書の登録事項の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ JFSM に適合証明書の変更内容を書面により届出、JFSM による確認を受けた後、JFSM-DB 及び適合証明書の変更を行う（本プログラム規程 3.5 参照）。

必要に応じて、中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）に発行した適合証明書をすべて変更した適合証明書に差し換える。

ただし、サブサイトにおいて新店の開業などの新規サイトの登録など、適合性の判断が必要と考えられる変更を行う場合は、定期監査もしくは更新監査で適合証明範囲として確認された後、もしくは追加監査で適合証明範囲として確認された後に登録を変更できる。

#### 4.13 適合組織の公表

JFSM は、適合組織の JFS プログラム文書 2.5②に定める情報を JFSM のウェブサイトにて公表する。

## 5. 監査員・判定員についての要求事項

### 5.1 監査員・判定員の力量

監査会社は、外部委託であるかいかかわらず、監査員が、以下の（１）から（３）に定める力量を有すること、及び判定員が以下の（１）から（４）に定める力量を有することを確実にしなければならない。

#### （１）次に掲げる監査の技能及び知識

- ① 業務を効果的に計画しまとめる技能及び知識
- ② 合意した期間内に監査を実施する技能及び知識
- ③ 被監査組織のすべてのレベルの人々とコミュニケーションをとる技能及び知識
- ④ インタビューを行い、証拠を集める技能及び知識
- ⑤ 観察及び調査により証拠を集める技能及び知識
- ⑥ 資料、記録をレビューして証拠を集める技能及び知識
- ⑦ 監査証拠を分析、検証、整理して、監査所見をまとめる技能及び知識
- ⑧ 監査報告書を作成する技能及び知識

#### （２）テクニカルスキルと知識

- ① マネジメントシステム規格に関する知識
- ② コーデックス HACCP に関する知識
- ③ 適正製造規範（GMP）に関する知識
- ④ 食品安全関連法令に関する一定の知識

#### （３）行動とシステム思考

- ① 指導力とふるまい
- ② 体系的思考（問題解決力、根本原因分析力）
- ③ 組織・社会的行動規範

#### （４）適合判断を行う技能

- ① 監査またはコンサルティング経験
- ② 監査報告書の内容を理解し確認することができる能力
- ③ 適合状態を判断することができる能力

JFS マルチサイト規格における中央管理機能（セントラルサイト）の監査では、本プログラム規程 5.1(2)①のマネジメントシステムに関する規格に関する知識は重要である。

5.1(2)②及び③が定めるコーデックス HACCP に関する知識及び適正製造規範（GMP）に関する知識には、フードサービスにおいて食品安全及び食品衛生を確保するために必要なセクター固有の専門知識（コーデックス HACCP 及び GMP の知識並びに厚生労働省が公表する「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」などを踏まえ、監査を受ける組織に応じた弾力的な監査をすることができる力量を含む）が含まれる。

### 5.2 監査員の登録要件

#### （１）初回登録

監査会社は、監査員が本プログラム規程 5.1 の力量を持っていることを、次に定める方法により評価

し、その評価を裏付ける文書とともに JFSM に監査員の登録を申請し、JFSM は監査員の力量を審査して登録する。

- ① 監査員の候補者が、JFSM が承認した研修機関が実施する研修、または JFSM による指定の研修を修了したことを確認すること。
- ② 監査会社の責任者が、監査員の候補者の監査に立ち会って監査の力量があることを評価すること。なお、立ち合いの対象とする監査には、HACCP を含む食品安全に係る二者監査、代行二者監査及び第三者監査を含む。また、監査会社の責任者が監査力量のある代理人を任命し、その代理人が監査現場で力量を評価することも可能とする。
- ③ フードサービスの業務経験、フードサービスの食品安全に係る監査またはコンサルティングの経験を有すること。

一人の監査員が同時に判定員の登録をすることは妨げられない。ただし、組織の監査業務を行った監査員が、同じ組織の判定業務を兼務することはできない。監査会社は、これらの評価の記録を維持するとともに、JFSM からの求めがあった場合には、この記録を JFSM に提出しなければならない。

## (2) 登録維持

監査員は、監査の力量を維持するために、年 1 件以上の JFS マルチサイト規格による監査を実施しなければならない。年 1 件以上の監査業務を実施していない監査員は、JFSM が提供する維持研修を修了しなければならない。

監査員は、JFSM の求めがある場合には、JFSM が指定する試験または研修を修了しなければならない。

## 5.3 判定員の登録要件

### (1) 初回登録

監査会社は、判定員が本プログラム規程 5.1 の力量を持っていることを、次に定める方法により評価し、その評価を裏付ける文書とともに JFSM に判定員の登録を申請し、JFSM は判定員の力量を審査して登録する。

- ① 判定員の候補者が、JFS 規格または HACCP を含むその他の食品安全マネジメント規格による監査実績があることを確認すること。
- ② 判定員の候補者が、JFS 規格または HACCP を含むその他の食品安全マネジメントによる監査報告書の模擬判定を 1 件以上実施してその報告書を作成し、監査会社の責任者がその報告書の内容を精査した上で、判定員としての技能を評価すること。
- ③ フードサービスのセクターの食品安全に係る業務経験、または、フードサービスのセクターの食品安全に係る監査またはコンサルティングの経験を有し、フードサービスのセクターの判定の力量があることを監査会社の責任者が確認すること。

一人の判定員が同時に監査員の登録をすることは妨げられない。ただし、組織の監査業務を行った監査員が同じ組織の判定業務を兼務することはできない。監査会社は、これらの評価の記録を維持するとともに、JFSM からの求めがあった場合には、この記録を JFSM に提出しなければならない。

## (2) 登録維持

判定員は、判定の力量を維持するために、年1件以上のJFSマルチサイト規格による判定を実施しなければならない。年1件以上の判定業務を実施していない判定員は、JFSMが提供する維持研修を修了しなければならない。

判定員は、JFSMの求めがある場合には、JFSMが指定する試験または研修を修了しなければならない。

## 5.4 監査員・判定員の登録の一時停止

(1) JFSMは、以下のいずれかに該当する監査員または判定員の登録を一時停止する。

- ① 年1件以上のJFSマルチサイト規格による監査または判定を実施せず、かつ本プログラム規程5.2(2)及び5.3(2)が定める維持研修を修了していない者
- ② JFSMによる審査の結果、適正な監査または判定業務を行っておらず、監査または判定の力量を有していることが確認できなかった者

JFSMは、監査員または判定員の登録を一時停止したときには、通知する。

登録を一時停止された監査員または判定員は、監査または判定業務を行ってはならない。

①により一時停止された監査員または判定員は、維持研修を修了した場合に一時停止を解除することができる。②により一時停止された監査員及び判定員は、不適合の是正完了をJFSMが確認した上で一時停止を解除することができる。

(2) 監査会社は、自らの判断により監査員または判定員の登録を一時停止する場合には、JFSMに対してその旨を通知する。

## 5.5 監査員・判定員の登録の取消

(1) 監査会社は、監査員・判定員が本プログラム規程5.1の力量要件を満たしていないと判断したときは、その旨JFSMへ通知する。JFSMは、その通知に基づき、当該監査員・判定員のJFSマルチサイト規格の登録を取り消すことができる。

(2) 監査会社は、自らの判断によりJFSマルチサイト規格の監査員または判定員の登録を取り消す場合には、JFSMに対してその旨を通知し、JFSMがその登録を取り消す。

## 付属書 1 監査及び適合証明の業務手順

監査会社または監査員は、以下のとおり、JFS マルチサイト規格の監査及び適合証明の業務を行わなければならない。なお、具体的な監査の手順については、ISO19011 を参考としてもよい。

### (1) 公平な監査のための前提条件

#### ① 監査の脅威に対する調査

監査会社は、公平な監査を実施するために、監査及び適合証明を受けようとする組織からの申請を受理するにあたり、公平性を損なう脅威となる可能性がないかを予め調査しなければならない。監査会社は、除去できない脅威が残る組織または第三者から見て公平性に関し疑いを抱かせようとする組織に対して、監査を実施してはならない。

脅威に関する調査は、監査会社の責任者により、公平な監査の実施に対して脅威となる項目を定め、脅威に関して実施される。この調査は、監査業務を受注した者との関係、組織との関係、コンサルタントをしたものとの関係、および監査員・判定員の公私にわたる組織との関係などを含めることが推奨される。

脅威に関する調査の結果は記録しなければならない。

#### ② 監査員・判定員の決定

監査会社は、「①監査の脅威に対する調査」で行った調査をもとに、監査及び適合証明を受けようとする組織からの申請を受理し、監査員・判定員を決定する。監査会社は、決定した監査員・判定員に対し、監査・判定の業務を通じて公平性が損なわれないように配慮しなければならない。

決定の結果は記録しなければならない。

### (2) 事前準備

事前準備において、監査チームは、HACCP 関連文書及びセルフチェック結果等を確認し、規格要求事項に基づいて HACCP が適切に構築されているかをあらかじめ確認しなければならない。監査計画書の作成及び文書確認の監査工数は、0.5 人日を目安とする。

#### ① 事前打ち合わせ

監査会社は、監査の進め方について、監査を受ける組織と事前に打ち合わせをすることが推奨される。なお、事前打ち合わせは、必須ではない。また、直接の対面形式での打ち合わせに限定するものではない。

#### ② サンプルの決定

監査会社は、本プログラム規程 4.1.2 および 4.1.3 にある監査組織の情報を入手し、サンプリング箇所を決定する。

#### ③ 監査計画書の提出

監査会社は、監査を受ける組織に対し、監査計画書を事前に送付し、監査員の構成、現地監査のスケジュール（中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）の監査対象部署や時間割、サンプリングされた店舗（サブサイト）の監査）、監査工数、その他必要事項を連絡する。

④ 監査を受ける組織によるセルフチェック

監査会社は、監査を受ける組織に対し、監査に先立ち、JFS 規格の要求事項に照らし合わせた適合性のセルフチェックを要請する。マルチサイト監査の監査組織向けセルフチェックシートは JFSM のウェブサイト公表する。

⑤ 事前の文書確認

監査会社は、監査を受ける組織に対し、現地監査に先立ち、以下の文書の提出を要請する。監査員は、事前に文書の確認をしなければならない。

- ・ 監査の対象範囲（組織名称・組織（適用）範囲・場所・サンプリングされた中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の数と場所、料理等の種類 など）
- ・ 組織情報（中央管理機能、中間管理機能、店舗の関係がわかる組織図、管理責任分担表等）
- ・ 食品安全に関する取組がわかる文書
- ・ 組織が実施したセルフチェック結果の記録
- ・ HACCP 関連文書（料理等の仕様書・フローダイアグラム・危害要因分析表・CCP 管理表など）

(3) 監査工数（人日）の算定について

【中央管理機能（セントラルサイト）の監査】

監査会社は、監査を受ける組織の中央管理機能（セントラルサイト）について、監査が適切に実施することができる監査工数（人日）を算定し、その算定根拠の記録を維持しなければならない。監査工数の算定基準は以下のとおりとする。

- ・ 初回監査及び更新監査の監査工数は、1 人日(8 時間)以上とする。ただし、店舗（サブサイト）の数、全体の従業員数、料理等の種類等により、必要に応じて監査工数を増減することができる。
- ・ 定期監査については、初回監査、更新監査の 65%とすることができる。

【中間管理機能（ミドルサイト）の監査】

監査会社は、サンプリングされた中間管理機能（ミドルサイト）について、監査が適切に実施することができる監査工数（人日）を算定し、その算定根拠の記録を維持しなければならない。監査工数の算定基準は以下のとおりとする。

- ・ 監査工数は、原則として 0.5~1 人日とする。ただし、店舗（サブサイト）の数、全体の従業員数、料理等の種類等により、必要に応じて監査工数を増減することができる。
- ・ 定期監査については、初回監査、更新監査の 65%とすることができる。

【店舗（サブサイト）の監査】

監査会社は、サンプリングされた店舗（サブサイト）に対し、監査が適切に実施することができる監査工数（人日）を算定し、その算定根拠の記録を維持しなければならない。監査工数の算定基準は以下のとおりとする。監査工数の算定基準は以下のとおりとする。

- ・ 監査工数は、原則として 0.5 人日程度とする。ただし、施設の規模、従業員数、料理等の種類等により、必要に応じて監査工数を増減することができる。

#### (4) 監査の進め方

##### 【中央管理機能（セントラルサイト）の監査】

###### ① 初回会議

監査チームは、監査を受ける組織との間で監査をどのように行っていくかを共有する。

###### ② 現場監査

監査チームは、必要に応じて中央管理機能（セントラルサイト）の現場において、設備等について監査する。

###### ③ 文書や記録の監査

監査チームは、JFS マルチサイト規格で中央管理機能（セントラルサイト）に要求されている文書や記録について監査する。

###### ④ 適合／不適合の判断

監査チームは、JFS マルチサイト規格の要求事項ごとに適合性を判断する。監査員は、JFS マルチサイト規格の監査チェックリストを活用し、要求事項ごとに監査の所見を記録する。この際、全ての所見を詳細に記述する必要はないが、ポイントとなることを記述する。

要求事項への適合性が確認できない場合または不適合が検出された場合、付属書2に基づき不適合区分を決定し、不適合の状況について JFS マルチサイト規格の監査チェックリストを活用して記録する。不適合となる場合には、JFS マルチサイト規格の監査チェックリスト等に監査証拠を必ず記述しなければならない。

###### ⑤ 最終会議

監査チームは、監査所見及び適合性の判断結果について、JFS マルチサイト規格の監査チェックリストを活用し、監査を受けた組織に示す。監査を受けた組織から意見があれば、その意見を JFS マルチサイト規格の監査チェックリストに記録し、必要に応じて検討する。

不適合を検出した場合、監査チームは、監査を受けた組織に是正要求・報告書により不適合状況を説明し、監査を受けた組織の合意を得た上で、期限を定めて是正を要請しなければならない。

###### ⑥ 総括会議

監査チームは、サンプリングされた中間管理機能（ミドルサイト）及び店舗（サブサイト）の監査後に、中央管理機能（セントラルサイト）との監査全体を総括する会議を実施しなければならない。

###### ⑦ 中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の監査後に、中間管理機能（セントラルサイト）に対し必要な監査を設定することができる。

##### 【中間管理機能（ミドルサイト）の監査】

###### ① オープニング

監査チームは、監査を受ける組織との間で監査をどのように行っていくかを共有する。

###### ② 現場監査

監査チームは、必要に応じて中間管理機能（ミドルサイト）の現場において、設備等について監査する。

### ③ 文書や記録の監査

監査チームは、JFS マルチサイト規格で中間管理機能（ミドルサイト）に要求されている文書や記録について監査する。

### ④ 適合／不適合の判断

監査チームは、JFS マルチサイト規格の要求事項ごとに適合性を判断する。監査員は、JFS マルチサイト規格の監査チェックリスト（中間管理機能（ミドルサイト））を活用し、要求事項ごとに監査の所見を記録する。この際、全ての所見を詳細に記述する必要はないが、ポイントとなることを記述する。

要求事項への適合性が確認できない場合または不適合が検出された場合、付属書 2 に基づき不適合区分を決定し、不適合の状況について JFS マルチサイト規格の監査チェックリストを活用して記録する。不適合となる場合には、JFS マルチサイト規格の監査チェックリスト等に監査証拠を必ず記述しなければならない。

### ⑤ 監査結果の確認

監査チームは、監査所見及び適合性の判断結果について、JFS マルチサイト規格の中間管理機能（ミドルサイト）の監査チェックリストを活用し、監査を受けた組織に説明する。

不適合を検出した場合、監査チームは、中間管理機能（ミドルサイト）に不適合状況を説明し、中間管理機能（ミドルサイト）の合意を得た上で、中央管理機能（セントラルサイト）に期限を定めて是正を要請しなければならない。

## 【店舗（サブサイト）の監査】

### ① オープニング

監査チームは、監査を受ける組織との間で現場監査をどのように行っていくかを共有する。

### ② 現場監査

監査チームは、建物、設備、現場での運用等について監査する。

### ③ 文書や記録の監査

監査チームは、JFS マルチサイト規格の店舗（サブサイト）へ要求される文書の運用や記録について監査する。

### ④ 適合／不適合の判断

監査チームは、JFS マルチサイト規格の店舗（サブサイト）への要求事項ごとに適合性を判断する。監査員は、JFS マルチサイト規格の店舗（サブサイト）の監査チェックリストを活用し、要求事項ごとに監査の所見を記録する。この際、全ての所見を詳細に記述する必要はないが、ポイントとなることを記述する。

要求事項への適合性が確認できない場合または不適合が検出された場合、不適合の状況について JFS マルチサイト規格の監査チェックリストを活用して記録する。不適合となる場合には、JFS マルチサイト規格の監査チェックリスト等に監査証拠を記述しなければならない。

### ⑤ 監査結果の確認

監査チームは、監査所見及び適合性の判断結果について、JFS マルチサイト規格の店舗（サブサイト）の監査チェックリストを活用し、監査を受けた組織に説明する。

不適合を検出した場合、監査チームは、店舗（サブサイト）に不適合状況を説明し、店舗（サブサイト）の合意を得た上で、中央管理機能（セントラルサイト）に期限を定めて是正を

要請しなければならない。

#### (5) 監査結果の判定及び適合証明書の発行

##### ① 適合が確認された場合

監査会社は、監査報告書により監査結果を確認し、全ての要求事項に関し、中央管理機能（セントラルサイト）、サンプリングされた中間管理機能（ミドルサイト）およびサンプリングされた店舗（サブサイト）の適合が確認できた場合は、判定員または判定委員会で判定し、監査報告書を承認する。

##### ② 不適合が検出された場合

監査チームは、監査を受けた組織が、指摘された不適合について、付属書2の不適合区分ごとの対応手順に従って、監査チームが定めた期限までに、是正処置及び修正処置を完了したことまたは是正計画の妥当性を確認する。この際、修正処置または是正処置が完了したことを文書や写真によって確認しなければならない。

適合組織は、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）において不適合があった場合、すべての中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）で同様の不適合がないか、必要な是正がされているかを監査会社に報告しなければならない。この報告を確認して、不適合の是正とする。

##### ⑤ 判定または判定委員会の実施

判定員または判定委員会は、監査報告書、是正報告書、監査員による是正報告の評価結果などにより、判定を行う。判定方法は本プログラム規程 4.6 に示す。

判定の結果は記録に残さなければならない。

##### ④ 監査を受けた組織への監査結果の通知及び JFSM-DB への入力

監査会社は、判定の結果を、監査報告書とともに、監査を受けた組織に通知する。また、監査会社は、適合組織の情報を JFSM-DB システム操作マニュアルに基づき、JFSM-DB へ入力する方法により JFSM に通知し、JFSM の確認を受けなければならない。

JFSM は、当該適合組織の JFSM 登録番号を監査会社に通知する。

##### ⑥ 適合証明書の発行

監査会社は、本プログラム規程 4.9 に基づいて適合証明書を発行し、適合組織に交付する。

## 付属書 2 指摘事項への対応手順

### (1) 中央管理機能（セントラルサイト）の適合性の判断基準及び対応方法

中央管理機能（セントラルサイト）の適合または不適合の区分ごとの判断基準及び対応方法は表 2 のとおりとする。

表 2 適合・不適合区分ごとの判断基準及び対応方法

記号	適合の状況	定義	判断基準	対応方法
a	致命的な不適合	食品安全に直接影響するか、または食品安全に関わる法令遵守がなされていない。	要求事項を満たしておらず、製品の安全性が確保されていない場合、または食品安全に関連する法令が遵守されていない場合	初回監査の場合、当該監査を中止し、致命的な不適合が除去されたのち、改めて監査を行う。 定期もしくは更新監査の場合は、監査及び適合証明を一時停止（プログラム文書 4.11(2)②）し、6 か月以内に是正処置を完了するように要請し、是正完了後改めて監査する。
b	重大な不適合	食品安全に影響する可能性がある。	要求事項を満たしておらず、製品の安全性が確保されなくなる可能性がある場合、または食品安全のリスクが高まる可能性がある場合	原則として 30 日以内に修正処置及び是正処置の完了を確認しなければならない。
c	軽微な不適合	食品安全に影響する可能性が少ない。	要求事項を満たしてはいないが、結果として製品の安全性が担保されている場合、または食品安全のリスクが高まる可能性が少ない場合	原則として 30 日以内に修正処置を実施し、是正処置の計画を立てるよう要請し、確認する。是正完了は 1 年後の監査で確認しなければならない。
d	適合	要求事項を満たしている。		
	観察事項	同上	「適合」と判断できるものの、助言等がある場合、またはその状態で運用を継続すると不適合になる可能性がある場合	観察事項として指摘した内容を監査チェックリストの所見欄に記録する。

なお、要求事項に関する監査組織の状況が優良と認められる場合、「グッドポイント」等の表現で所見欄に記述することができる。

## (2) 中間管理機能（ミドルサイト）の適合性の判断基準及び対応方法

中間管理機能（ミドルサイト）の適合または不適合の区分ごとの判断基準は表2のとおりとする。中間管理機能（ミドルサイト）の不適合の対応方法は、不適合が発見された中間管理機能（ミドルサイト）での是正を表2に従って行う。また、中央管理機能（セントラルサイト）は、当該不適合が他の中間管理機能（ミドルサイト）で発生しないようにレビューしなければならない。このレビューの対応方法は表2に準ずる。

## (3) 店舗（サブサイト）の適合性の判断基準及び対応方法

店舗（サブサイト）の適合または不適合の区分ごとの判断基準は表2のとおりとする。

店舗（サブサイト）の不適合の対応方法は、不適合が発見された店舗（サブサイト）での是正を表2に従って行う。また、中央管理機能（セントラルサイト）は、当該不適合が他の店舗（サブサイト）で発生しないようにレビューしなければならない。このレビューの対応方法は表2に準ずる。

## (4) 不適合に対する判定までの対応

監査会社及び監査員は、不適合と判断して被監査組織に対して是正を要求した場合、被監査組織の不適合が修正及び／又は是正されたことを確認した上で、適合性の判断をし、判定をしなければならない。

なお、「是正処置」とは、監査において指摘された不適合を再発させないため、不適合の原因を除去するための処置及び対策である。被監査組織は、不適合の再発防止のため、必要に応じて、他の部署等への水平展開（横展開）やリスクの見直しなどを実施する。監査会社は、是正処置の内容が再発防止として適切か、不適合が再発していないかという是正処置の有効性を確認しなければならない。

「修正」とは、監査において指摘された不適合を除去するための処置である。被監査組織は、監査で指摘された食品安全に直接影響するか、または影響する可能性のある不適合を除去し、不適合品の製造及び出荷を防ぐための処置を講じなければならない。

### 付属書3 フードサービスに係る業務経験（監査員・判定員への要求事項）

監査員及び判定員に必要なセクターごとに食品安全に係る業務経験の例は次のとおりである。

- ・ 食品衛生法施行令が定める飲食店または喫茶店（以下、「飲食店等」という）での調理業務（正職員であるか否かは問わない）
- ・ 給食施設など大量調理施設での調理業務（正職員であるか否かは問わない）
- ・ 飲食店等または大量調理施設等における品質管理業務
- ・ 飲食店等または大量調理施設等に対する監査業務
- ・ 飲食店等または大量調理施設等に対する衛生検査業務（防虫防鼠を含む）
- ・ 飲食店等または大量調理施設等に対する食品安全または食品衛生に関するコンサルティング業務